10　地域での生活支援に関する改正
発達障害者に対する地域での生活支援について、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて行うことを規定することとした。（第一一条関係）

11　権利利益の擁護に関する改正
権利利益を害されることの例示として、発達障害者がその発達障害のために、改正前の差別されることに加えて、いじめ及び虐待を受けること並びに消費生活における被害を受けることを規定するとともに、権利利益の擁護のための必要な支援として、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策を推進すること並びに成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすることを規定することとした。（第一二条関係）

12　司法手続における配慮の新設
国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとすることとした。（第一二条の二関係）

13　発達障害者の家族等への支援に関する改正
都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならないこととした。（第一三条関係）

14　発達障害者支援センター等による支援に関する配慮の新設
都道府県は、発達障害者に対する専門的な相談支援等の業務を発達障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとすることとした。（第一四条第三項関係）

15　発達障害者支援地域協議会の新設
㈠　都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（㈡において「関係者等」という。）により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができるものとすることとした。（第一九条の二第一項関係）
㈡　㈠の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとすることとした。（第一九条の二第二項関係）

16　国民に対する普及及び啓発に関する改正
国及び地方公共団体は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとすることとした。（第二一条関係）

17　専門的知識を有する人材の確保等に関する改正
国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるための研修を実施することその他の必要な措置を講じるものとすることとした。（第二二条関係）

18　調査研究に関する改正
国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明及び診断、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとすることとした。（第二四条関係）

19　政府は、疾病等の分類に関する国際的動向等を勘案し、知的発達の遅滞の疑いがあり、日常生活を営むのにその一部について援助が必要で、かつ、社会生活への適応の困難の程度が軽い者等の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、これらの者の支援の在り方について、児童、若者、高齢者等の福祉に関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策の活用を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第二項関係）

20　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

## ◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（法律第六五号）（厚生労働省）

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正関係

1　障害者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実
㈠　重度訪問介護を提供することができる場所として居宅に相当する場所を加えることとした。（第五条第三項関係）
㈡　就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、一定の期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関等との連絡調整等の便宜を供与する「就労定着支援」を創設することとした。（第五条第一五項関係）
㈢　施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行う「自立生活援助」を創設することとした。（第五条第一六項関係）
㈣　六五歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス（介護保険法の介護給付費等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）に係る支給決定を受けていた障害者であって、同法の介護給付費等対象サービス（障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）を受けているもののうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるものに対して、高額障害福祉サービス等給付費を支給することとした。（第七六条の二第一項関係）

2　サービスの質の向上を図るための環境の整備
㈠　障害者等及び障害福祉サービス等を行う者その他の者に対して市町村又は都道府県が行う自立支援給付に関する質問について、都道府県知事が指定する法人に委託することを可能とすることとした。（第一一条の二関係）
㈡　介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費等の請求があったときに市町村が行う審査について、国民健康保険団体連合会に委託することを可能とすることとした。（第二九条第七項、第五一条の一四第七項及び第五一条の一七第六項関係）
㈢　補装具の借受けによることが適当である場合に、補装具の借受けに対しても補装具費を支給することとした。（第七六条第一項関係）
㈣　障害福祉サービス等の内容及び障害福祉サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、障害者等が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当な情報について、都道府県知事は、事業者又は施設からの報告に基づき、その内容を公表しなければならないものとした。（第七六条の三関係）

二　児童福祉法の一部改正関係

1　障害児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実
㈠　重度の障害の状態にある障害児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜を供与する「居宅訪問型児童発達支援」を創設することとした。（第六条の二の二第五項関係）